熊本県監査委員公告第18号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により令和4年度(2022年度)包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、次のとおり公表する。

令和5年(2023年)12月27日

熊本県監査委員藤井一恵同竹中潮同緒方勇二同橋口海平

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況

(テーマ「公有財産に係る財務事務の執行及び管理について」)

番号	掲載 ペー ジ	所管 部局	回答所属 (課名等)	資産区 分	資産名称等	表題	指摘・ 意見の 区分	内容	改善措置	マニュア ルによる 措置区分
1	37	総務部	財政課	全般事項		固定資産台 帳作成に丸 けるマニュ アルの整備 について	思兄	び固定資産台帳整備の手引き(以下、手引き)」と平成30年3月に財政課が作成した「開始時固定資産共通調査要領(以下、要領)」に則っている。 熊本県として、固定資産台帳作業マニュアルのようなものを作成しこれに基づき、各部課担当者が公有財産管理システムへ固定資産に関	疑義がある箇所については地方公会計分野を専門とする公認会計士に相談しながら、 庁内の公会計制度改革プロジェクトチームにも協議し、令和5年8月に固定資産台帳整備要領を作成した。また、公有財産担当者研修会において、資産所管課担当者に説明を行うことで、本要領の周知を図った。 新たに作成した固定資産台帳整備要領を用いて、令和5年度中に整備すべき令和4年度決算固定資産台帳の整備を進めている。	実施済
2	38	総務部	財政課	事業用資土地ほか		記載項目の空白について	指摘	固定資産台帳には財産区分名称(普通財産、行政財産)を記載するようになっているが、公有財産について700件ほど、空白となっていた。また、用途についても空白のものが9,000件ほど見受けられた。ほかにも所在地に400件、数量に2,500件程度が空白であった。記載すべき事項を改めて確認し、本来記載すべき箇所に漏れがないかについては、最低限確認する必要がある。あるいは、システムの仕様変更により、入力必須項目にする、エラーが出るなどの改善も有用と考えられる。	空白となっている項目については、令和4年度末に各資産所管課に必要な項目を記入するよう依頼を行い、令和4年度中に整備すべき令和3年度決算固定資産台帳においては、すべての空白項目を埋めたものをホームページに公表した。また、新たに作成した固定資産台帳整備要領において、公表が必要な項目については入力が必須であることを明記した。今後は毎年度、固定資産台帳の公表前に各資産所管課に記載内容の確認を行うことで、空白項目が発生しないような仕組みを構築していく。	実施済
3-①	41	総務部	総務厚生課	事業用 資産/ 建物	本渡広瀬第5職 員住宅 職員住 宅(本渡)	開始時の 開始時の 開始を の等のの での での での での での での での での での	指摘	工事費は642,540千円となっているが、公有財産台帳の取得当時の台帳価格としては所有権移転時の現在価格が登録されていたため、開始時の固定資産台帳の取得価額として所有権移転時の現在価格が計上されている。本件のように、投資元金の残金を一括償還したような例外的な物件については、調査の段	令和5年(2023年)3月9日付け財第194 号で公会計制度改革プロジェクトチームリー ダー(財政課長)より令和4年度包括外部監査 における指摘事項等の対応について依頼が あった際に、適正な取得価格に修正した。 今後は、事務処理に係る関係法令の確認等 を確実に行うとともに、固定資産台帳登録の 際は内容の漏れや誤りがないよう、班員と2 重チェックを行い、公有財産の適切な管理を 徹底するよう体制を整えることとした。	実施済

番号	掲載 ペー ジ	所管 部局	回答所属 (課名等)	資産区 分	資産名称等	表題	指摘・ 意見の 区分	内容	改善措置	マニュア ルによる 措置区分
3-2	41	総務部	総務厚生課	事資建物用/	本渡広瀬第5職 員住宅 職員住 宅(本渡)	開資価り②の日時のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	意見	る論拠はない。 当該取引は、所有権移転ファイナンス・リース に該当するものと判断する。	という考え方について今回認識したが、地方 職員共済組合熊本県支部が建物を竣工した 日を取得年月日とすることも誤りではないとの ことであったので修正は行わないこととした。 ただし、固定資産台帳の取得年月日について は、考え方が複数あることを念頭に判断する 必要があることを認識した。併せて、今後は事 務処理に係る関係法令の確認等を確実に行 い、固定資産台帳登録の際は内容の漏れや 誤りがないよう、班員と2重チェックを行い、公 有財産の適切な管理を徹底するよう体制を整 えることとした。	実施済
4-①	44	総務部	総務厚生課	事業用 資産 建物	東町職員住宅職員住宅(東町)2棟	開始時のでは 開始を 開始を 開始を のでで ので でで でで でで ので ので でで ので の	指摘	東町職員住宅2棟合計の総工事費が2棟それぞれの取得価額として計上されており、金額が二重計上となっている。これは開始時固定資産台帳を整備する際に、公有財産台帳で誤って登録された取得当時の台帳価格が反映されていたためである。 本件のように、公有財産台帳上で誤謬訂正を行ったものについては調査の段階で担当者が気づいて修正すべきであった。	令和5年(2023年)3月9日付け財第194号で公会計制度改革プロジェクトチームリーダー(財政課長)より令和4年度包括外部監査における指摘事項等の対応について依頼があった際に、適正な取得価額に修正した。今後は事務処理に係る関係法令の確認等を確実に行い、固定資産台帳登録の際は内容の漏れや誤りがないよう、班員と2重チェックを行い、公有財産の適切な管理を徹底するよう体制を整えることとした。	実施済

番号	掲載 ペー ジ	所管 部局	回答所属 (課名等)	資産区 分	資産名称等	表題	指摘・ 意見の 区分	内容	改善措置	マニュア ルによる 措置区分
4-(2)	44	総務部	総務厚生課		東町職員住宅職員住宅(東町)2棟	開資価り②の日時のの日間では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	意見	し、かつ総工事費と金利分を熊本県が負担する契約となっている。また、賃貸借契約の契約期間終了後、物件の所有権が借手である熊本県に無償で移転することが明記されていることから、当該取引は、所有権移転ファイナンス・リースに該当するものと判断する。その場合、固定資産の取得年月日は当該契約を締結した平成7年12月6日になるものと考えられる。ただし、本件取引スキームは職員住	当該契約を締結した日を取得年月日とするという考え方について今回認識したが、地方職員共済組合熊本県支部が建物を竣工した日を取得年月日とすることも誤りではないとのことであったので修正は行わないこととした。ただし、固定資産台帳の取得年月日については、考え方が複数あることを念頭に判断する必要があることを認識した。併せて、今後は事務処理に係る関係法令の確認等を確実に行い、固定資産台帳登録の際は内容の漏れや誤りがないよう、班員と2重チェックを行い、公有財産の適切な管理を徹底するよう体制を整えることとした。	実施済
5-①	48	総務部	財産経営課	資建勘④事資建設定産設定~業産物仮かのの第一人は一億用/建勘ら	① 天草総合序 FM改修工事 ② 合等 ② 合等 第 定本修工舍整 ④ 企业 ④ 上益修 ⑤ 阿蘇松 合。 ⑤ 对解改修 ⑥ 球磨的 份 计等的 ⑥ 以外的 ⑥ 以外的 例 上。 例 以外的 例 以外的 例 以外的 例 以外的 例 以外的 例 外的 例 外的 例 外的 例 外的 例 外的 例 外的 例 外的 例	建の随い①台価根で設登費で国帳額拠に 資取算ののにである。 資取算ののにでする。 産得定ののにののにののにののにののにののののののでは、	指摘	建物や土地においては付随費用が発生するケースが多く、公有財産台帳の台帳取得価格と固定資産台帳の取得価額には差が出るため、付随費用を加算して固定資産台帳に登録する必要があるが、根拠となる資料が適切に保管されていなかった。 「固定資産台帳の単年度・建設仮勘定更新に係る作業要領」に従って、「固定資産台帳(建設勘定財定又は単年度分)入力シート」を作成し、固定資産台帳の取得価額の根拠資料として保管すべきである。	支出調書等の根拠資料をもとに、「固定資産台帳(建設勘定勘定又は単年度分)入力シート」に入力し、その積算根拠資料を適切に保管することとした。なお、当課も含め全所属に適切に保管するよう通知を発出した(令和5年8月8日付け財経第213号)。	実施済

番号	掲載 ペー ジ	所管 部局	回答所属 (課名等)	資産区 分	資産名称等	表題	指摘・ 意見の 区分	内容	改善措置	マニュア ルによる 措置区分
5-2	48	総務部	財産経営課	事資建勘④事資建設定業産設定~業産物仮か用/仮 ⑥用/建勘ら	② 合築庁舎整備事業 ③ 鹿本総合庁舎 FM改修工事 ④ 上益城総合庁舎改修 ⑤ 阿蘇総合庁舎 H30FM改修分	の登録と付	指摘	財産所管課からのエクセルベースでの報告を基に、財産経営課担当者による手作業での修正を行っており、支出について会計システムとの一致確認なども行われていない。また、作業者以外のチェック機能も不十分であるため、今後も入力誤りや入力漏れなどが発生し、適切に固定資産台帳に取得価額が反映されない可能性がある。 「固定資産台帳の単年度・建設仮勘定更新に係る作業要領」に従い、財産経営課担当者が適切に作業しているかを上席者が再度チェックするなど作業の正確性を担保する手続きが必要である。また、支出については会計システムとの一致を確認する手続きが必要である。	し、正しい内容になっているか主査・副査によるダブルチェックを行うこととした。 また、財産所管課が公有財産管理システムに直接入力することでこのような差異や上記のシートの照合作業は発生しないことに加え、事務量も大幅に削減できるため、同システム	実施済
6-①	55	総務部	財産経営課	事業用/加工	阿蘇総合庁舎 塀	固帳登て①台重い 産ニつ 産品の 産ニの 産ニの 産のに 定へ録 のに 変のに	指摘	国定資産台帳には平成30年度及び令和元年度にそれぞれ当該物件が新規登録されている。 取得年月日は平成31年3月4日であり、公のの間定資産台帳上は二重登録となっている。 取得年月日は平成31年3月4日であり、全のの間定資産台帳の登録は誤りである。 財産経営課では、「固定資産台帳の単年し、資産経営課では、「固定資産台帳の単年し、資産とがである。 財産経営課では、「固定資産の単年し、費までは、公有財産台帳のの登録が終わっていないものを開発を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を	二重登録となっていた物件については、正しい取得年月日に修正を行った。 また、公有財産台帳の異動報告から取得した明細を閲覧し、取得年月日が前年度以前になっているものがないか等を確認することとし、作業要領に反映させた。	実施済
6-2	55	総務部	財産経営課	事業用 資産/ 工作物	阿蘇総合庁舎 塀	固定資産台 帳への二重 登録につい て ②取得年月 日について	指摘		年月日に修正を行った。 また、取得年月日について、公有財産台帳	実施済

番号	掲載 ペー ジ	所管 部局	回答所属 (課名等)	資産区 分	資産名称等	表題	指摘・ 意見の 区分	内容	改善措置	マニュア ルによる 措置区分
6-3	55	総務部	財産経営課	事業用 資産/ 工作物	阿蘇総合庁舎 塀	固定資産台帳への二重登録について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	指摘	耐用年数の選択にあたっては明確な判断根拠を資料として残したうえで、主査、副査によるダブルチェックを行うなど、誤りを発見・防止す	行っており、耐用年数も正しいものに修正を 行った。 また、現物と固定資産台帳整備要領の耐用	実施済
7	60	興部	文化企画·世 界遺産推進課 財産経営課		博物館ネットワークセンター排水管埋設敷地		指摘	誤りなく計上するためには、所管課と財産経営課においてダブルチェックなどのエラーを発見する対策をとる必要がある。	今後の計上にあたっては、所管課の作成資料を基にしたシステム所管課の台帳入力後、再度両課によるダブルチェックを実施する。また、後述の通りシステム改修が行われ、所管課によるシステムへの直接入力が可能となった場合、入力時の主査・副査によるダブルチェックを徹底する。	実施済
8	61	企画振 興部 総務部	財政課	事業用資土地	熊本空港関連用 地	取得価格が ゼロの土地 について	指摘	当該土地についてはすでに売却済みとのことだった。一般的には、物件の情報全体を台帳から除去すべきところ、売却時に取得価格のみを減額したものである。 各部署において除却・売却などの資産減少の原因となる処理を行った場合には、当該処理を年度ごとに一覧にまとめ、年度末に除却・売却などの処理の漏れが無いかを確認できる仕組みを熊本県として整えるべきである。	除却·売却済みの資産に係る固定資産台帳への掲載の可否については、総務省の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」には取扱いが明記されていないが、外部監査人指摘のとおり閲覧者に誤解を与える恐れがある。よって、除却·売却済みの資産については、今後は固定資産台帳に掲載しない取扱いとし、その旨を固定資産台帳整備要領にも明記した。 令和4年度に公表を行った令和3年度決算固定資産台帳においては、除却・売却を行った令和3年度決算をすべて台帳から除去した。 今後は毎年度、固定資産台帳の公表前に各資産所管課に記載内容の確認を行うことで、除却・売却などの処理の漏れが発生しないような仕組みを構築していく。	実施済

番号	掲載 ペー ジ	所管 部局	回答所属 (課名等)	資産区 分	資産名称等	表題	指摘・ 意見の 区分	内容	改善措置	マニュア ルによる 措置区分
9	63	健康福祉部	健康危機管理課	事業用 資産/ 建物	食肉衛生検査所 改築工事	固定資産の 記載単位に ついて	指摘	固定資産台帳に計上されている「食肉衛生検査所改築工事」の用途は事務棟・検査棟・ポンプ室となっているが1つの固定資産として計上されている。 現状のように公有財産管理システムのデータを利用して固定資産台帳を作成する場合、所管課が公有財産管理システムに登録する際には固定資産台帳に計上する基準で科目や金額を按分したものを入力する必要がある。	指摘のあった固定資産について、固定資産 台帳に計上する基準で科目や金額を按分し、 適切な単位で計上できるよう修正した。	実施済
10	65	環境生 活部	環境保全課	有形固 定資産/ 物品	その他(その他)	固定資産 資産 で記載内のののののののののので		れているのみであり、具体性に欠ける内容となっている。『数量((延べ床)面積)』の項目はブランクとなっている。 固定資産台帳登録内容の不備を防止・発見するためには、資産登録時の回議における各承認者による登録根拠資料との突合を徹底することや、固定資産台帳登録後に管理調達課	○固定資産台帳の修正・追記等 4備品の資産名称を修正(雨水採取装置、 煙道排ガス試料採取装置、携帯型アスベスト アナライザー2台) 「数量(延床)面積」がブランクとなっていたため、追記した。 ○回議時での根拠資料との突合 物品管理事務の手引きを再読・内容を確認し、備品管理システムの修正・追記に際には、 根拠資料を添付して回議し、各承認者が突合 を行った。	実施済
11-①	69	環境生 活部	環境保全課	事業用 資産/建 物	① 八代東高校大 気汚染常時監視 測定局 ② 益城町保健福 祉センター大気汚 染常時監視測定 局	取得のは、	指摘	一般の会計及び税務の慣行においては、本件のような既存資産の解体・撤去に要する費用は、新規取得する固定資産の取得価額には第入せず、一括で費用(損金)として処理する必要がある。しかしながら、本件建物取得にあたっては、工事代金に含まれる旧局舎の解体工事費の書が取得価額に含めて固定資産となっている。解体工事費用の取り扱いの誤りは、取得に関連する費用について明確に定義されていないことが原因であると考えられることから、設計費用・解体工事費用・工事監理費用・設置費用などの発生頻度の高い項目について、マニュアルなどで取り扱いを明文化して周知することなどが再発防止のために有用と考えられる。	たため、今後は要領に基づき適切に取得価額を算定する。 〇回議時での根拠資料との突合 公有財産事務の手引きを再読・内容を確認	宇佐汶

番号	掲載 ペー ジ	所管 部局	回答所属 (課名等)	資産区 分	資産名称等	表題	指摘・ 意見の 区分	内容	改善措置	マニュア ルによる 措置区分
11-2	69	環境生 活部		事業用資産/建物	① 八代東高校大 気汚染常時監視 測定局 ② 益城町保健福 祉センター大気汚 染常時監視測定 局	取得価額等のに ②全位い ②単位いて 単について	指摘	初と照合が可能で対応する価額を存足でき、 かつそれぞれ耐用年数が異なり単独で取替更 新を行う単位であると考えられることから、固定 資産台帳上それぞれ区分して記載を行うこと	建物附属設備は可能な限り建物本体と附属 設備を分けて固定資産台帳に計上することが 固定資産台帳整備要領に明記されたため、修 正を行った。 今後、公有財産台帳及び固定資産台帳の 修正が必要な場合、記載内容については明 確な判断根拠を資料として残したうえで、主 査・副査によるダブルチェックを行うなど、誤り を発見・防止する体制を整備する。	
12	72	環境生 活部		① 事業 用工企 事産/ 工企 事産/ 事産/ 物	① 草千里駐車場 ② 干里駐車場 ② 天ターセンター で 本	資本的支出 と取得年月 日について	指摘	得年月日と実際の引渡日との差異発生の原因と考えられる。 新規の工事が『模様替』に該当するか否かに	令和5年(2023年)3月9日付け財第194 号で公会計制度改革プロジェクトチームリー ダー(財政課長)より令和4年度包括外部監査 における指摘事項等の対応について依頼が あった際に、適正な取得価額に修正した。 今後は工事発生の度に「公有財産事務の手 引き」に従い、『模様替』に該当するか否かを	実施済
13-①	75	環境生 活部	自然保護課	事業用 資産/建 物	菊池渓谷休憩所	取得価額等 の登録で つ設計委 制ので 計を 対ので が とに で が が が が が が が が が が が が が が が が が が	指摘	契約総額と取得価額との間に2,145,000円の 差異が生じているが、これは、固定資産台帳登 録時に設計業務委託契約金額を誤って二重に 加算してしまったことによるものである。 本件は単純なケアレスミスによる誤りである が、今後同様の誤りを防止・発見するために は、台帳登録の際に上長又は集計担当者以外 の者によるダブルチェック体制を構築し、運用 していくことが有用と考えられる。	令和5年(2023年)3月9日付け財第194 号で公会計制度改革プロジェクトチームリーダー(財政課長)より令和4年度包括外部監査における指摘事項等の対応について依頼があった際に、適正な取得価額に修正した。 今後は事務処理に係る関係法令の確認等を確実に行い、固定資産台帳登録の際は内容の漏れや誤りがないよう、班員と2重チェックを行い、公有財産の適切な管理を徹底するよう体制を整えることとした。	実施済

番号	掲載 ペー ジ	所管 部局	回答所属 (課名等)	資産区 分	資産名称等	表題	指摘・ 意見の 区分	内容	改善措置	マニュア ルによる 措置区分
13-2	75	環境生 活部	自然保護課	事業用 資産/建 物	菊池渓谷休憩所	取得登いにである。 取得登録にの対象のでは、全球をはいるでは、本地では、ままのでは、ままのでは、ままのでは、ままのでは、ままのでは、ままのでは、ままのでは、ままのでは、ままのでは、まれば、まれば、まれば、まれば、まれば、まれば、まれば、まれば、まれば、まれば		一般の会計及び税務の慣行においては、本件のように建物を建て替える場合であっても、既存建物の解体・撤去に要する費用は新規取得する建物の取得価額には算入せず、一括で費用(損金)として処理する必要がある。しかしながら、本件においては、誤って既存資産の解体工事費用である3,966,212円も新規取得資産の取得価額に含めて固定資産台帳の登録が行われている。解体工事費用の取り扱いの誤りは、取得に関連する費用のうち固定資産の取得価額に含めるべき費用について明確に定義されていて、関連する費用について明確に定義されていて、設計費用・解体工事費用・工事監理費用・設置費用などの発生頻度の高い項目について、設計費用などの発生頻度の高い項目について、ことが再発防止のために有用と考えられる。	解体工事費用については付随費用に含まないことが固定資産台帳整備要領で明文化されたため、要領に基づき適正な取得価額に修正を行った。	実施済
14	79	商工労働部	技術短期大学校	有形資品	電子計算組織関 連機器 電子計算組織	備品の処理について	指摘	「③電子計算組織/県立技術短期大学校 C棟2階 CAD室」に含まれる、CAD/CAMソフトウェアについては、②のライセンスサーバにインストールした上で、各端末から使用できるように設定されるものであり、仮にほかのPCに取り換えたとしてもソフトウェア自体は交換後のPCでも利用できることから、PCの取得価格ではなく、全端末分をまとめて「ソフトウェア」として登録すべきものであったと考えられる。ソフトウェアの取得に際しては、取得時の明細及び業者からの仕様書などを基に、当時の明細及び業者からの仕様書などを基に、当該として、当該といる物品と一体不可分な組み込みソフトウェアか、端末とは別にライセンスを購入して、端末を交換した場合でも使用できるかを判別できるようにし、これに基づき物品の取得価格に含めるのか、ソフトウェアとして計上すべきものかを判断できるようにする必要がある。	各端末の取得価格からCAD/CAMソフトウェア分の価格を差し引いた金額で備品台帳に再登録した。また、CAD/CAMソフトウェアは各端末からライセンスサーバに接続して使用するものであり、ライセンスサーバと一体であるため、CAD/CAMソフトウェア全体の金額をライセンスサーバの取得価格に加算し、備品台帳に再登録した。	実施済

番号	掲載 ペー ジ	所管 部局	回答所属 (課名等)	資産区 分	資産名称等	表題	指摘・ 意見の 区分	内容	改善措置	マニュア ルによる 措置区分
15	81	商働 総務部	財政課	有形資物は一大大学を表現である。	産業技術センター	リース資産 の処理につ いて	指摘	に無償譲渡を受けるため、との理由で、令和4年4月1日に、新たに中古資産を取得した物として登録されている。 固定資産台帳上の耐用年数と、備品管理台帳上の耐用年数が不一致となっており、その結果、帳簿間で期末時点の帳簿価額が不整合となっている。 今回の案件では、リース契約上、リース終了後に該当物件が賃借人(熊本県)に譲渡される契約となっていることから、所有権移転リース取引に該当する。備品管理上は県の規定に基づき、リース終了後の無償譲渡として取り扱う	当該資産については、令和4年度に公表を行った令和3年度決算固定資産台帳において、耐用年数を5年から備品管理台帳と同じ4年に修正を行った。 今後は、耐用年数についても当該調査で各資産所管課に回答してもらうよう取扱いを変	実施済
16	83		産業支援課財産経営課	事資建勘用/仮	産業技術センター(建物)	建設仮勘定の計上額について	指摘	建設仮勘定として計上すべき支出額につき、何らかの裏付けも確認されることもなく、固定資産台帳に計上されている。また、誤って計上された建設仮勘定について、登録の基礎となるデータを作成した担当者以外の役職者、もしくは別の部署によるモニタリングが行われていない。 改善策としてはまず、所管課における管理簿の作成とモニタリングが必要である。次に財産経営課によるモニタリングも有用と考えられる。	動たの計工に関する資料や竣工を確認できる契約書とともに役職者の決裁を行うことでモニタリングを行う。	実施済

番号	掲載 ペー ジ	所管 部局	回答所属 (課名等)	資産区 分	資産名称等	表題	指摘・ 意見の 区分	内容	改善措置	マニュア ルによる 措置区分
17		商工労 働 総務部		事業用 資産 土地	熊本テクノプラザ	取得価格が ゼロの土地 について	指摘	各部者において除却・元却などの負産減少の原因となる処理を行った場合には、当該処理を年度ごとに一覧にまとめ、年度末に除却・売却などの処理の漏れが無いかを確認できる仕組みを整えるべきである。	除却・売却済みの資産に係る固定資産台帳への掲載の可否については、総務省の「資産 評価及び固定資産台帳整備の手引き」には 取扱いが明記されていないが、外部監査人指 摘のとおり閲覧者に誤解を与える恐れがあ る。よって、除却・売却済みの資産について は、今後は固定資産台帳に掲載しない取扱い とし、その旨を固定資産台帳整備要領にも明 記した。 令和4年度に公表を行った令和3年度決算 固定資産台帳においては、除却・売却を行っ た資産をすべて台帳から除去した。 今後は毎年度、固定資産台帳の公表前に 各資産所管課に記載内容の確認を行うこと で、除却・売却などの処理の漏れが発生しな いような仕組みを構築していく。	
18-①		観光戦略部	観尤国际以束 ==	事業用/建物	震災ミュージアム 中核拠点(旧阿蘇	解体関単て①に費て 単本 は また は ま	指摘	一般の会計及び税務の慣行においては、本 件のような既存資産の解体・撤去に要する費 用は、新規取得する固定資産の取得価額には 算入せず、一括で費用(損金)として処理する 必要がある。 しかしながら、本件建物取得にあたっては、 工事代金に含まれる旧資産の解体工事費用の 建物取得価額に含めて固定資産台転に登る。 解体工事費用の取り扱いの誤りは、取得に 関連する費用について明確に定義されていないことが原因であると考えられることから、設計 費用・解体工事費用・工事監理費用・設置費用 などの発生頻度の高い項目について、マニュが 再発防止のために有用と考えられる。	令和5年(2023年)3月9日付け財第194 号で公会計制度改革プロジェクトチームリー ダー(財政課長)より令和4年度包括外部監査 における指摘事項等の対応について依頼が あった際に、建物取得価額を精査し、解体費 用を差し引いた適正な取得価額に修正した。 解体工事費用については付随費用に含まな いことが固定資産台帳整備要領で明文化され たため、今後は要領に基づき適切に取得価額 を算定する。	実施済

番号	掲載 ペー ジ	所管 部局	回答所属 (課名等)	資産区 分	資産名称等	表題	指摘・ 意見の 区分	内容	改善措置	マニュア ルによる 措置区分
18-②	87	観光戦略部	観光国際政策課	事業用 資産物 建物	震災ミュージアム 中核拠点(旧阿蘇 校舎1号館)			しかしながら、これらはそれぞれが単独で現物と照合が可能で対応する価額を特定でき、かつそれぞれ耐用年数が異なり単独で取替更新を行う単位であると考えられることから、固定資産台帳上それぞれ区分して記載を行うことが適切である。	ダーより令和4年度包括外部監査における指 摘事項等の対応について依頼があった際に、 一括で登録されていた工作物等について、単 独で現物が確認でき、価額を特定できるもの	
19	89	観光戦略部	販路拡大ビジ ネス課	事業用 資産/建 物	熊本産業展示場	耐用年数について	指摘	50年(用途名称:陳列所・展示室、鉄筋コンクリート造)が適切と考えられるが、固定資産台帳を確認したところ、当該資産の耐用年数については、鉄骨コンクリート造を前提とした38年で登録されていた。 耐用年数の選択にあたっては明確な判断根拠を資料として残したうえで、上長などの第三者によるダブルチェックを行うなど、誤りを発見・防止する体制を整備することが有用である。	記・修正について(依頼)」にて、指摘を受けた 内容に対し、①根拠となる資料(新築建物等 引継書、公有財産台帳)で建物の構造、耐用 年数を確認、②上長、他の班員とダブルチェッ	実施済
20	90	農林水産部	農業研究センター	事業用 資産/工 作物	農産園芸研究所 オイルタンク施設	再調達原価 による資産 の取得価格 の算定につ いて		になつ(計算され(いる。 現時占づけ西囲港原価に基づき取得価額を	令和5年(2023年)3月9日付け財第194 号で公会計制度改革プロジェクトチームリー ダー(財政課長)より令和4年度包括外部監査 における指摘事項等の対応について依頼が あった際に、適正な取得価額に修正した。 取得額決定に関する業務フローを定めてお り、今後はフローに則り、誤りのないように算 定していく。	実施済

番号	掲載 ペー ジ	所管 部局	回答所属 (課名等)	資産区 分	資産名称等	表題	指摘・ 意見の 区分	内容	改善措置	マニュア ルによる 措置区分
21		産部	農地・担い手 支援課 財産経営課	事資建制	農業大学校研究 講義棟外部改修 その他工事	建設のおお年の勘振る日定替取に	指摘	目的物引渡し申出書」を受領しているが、固定資産台帳上の取得年月日が2021年3月31日となっており、実際の取得日と比較して、約1年7か月の差異が生じていた。これにより、以下のとおり減価償却累計額の計算が、本来の金額よりも過少に計上されている。建設仮勘定からの振替を年度末に一括して行う、という処理を取った場合、年度当初に工引渡が完了した物件も、年度末に工引渡が完了した物件も、同じように償却費が1かの償却費のずれが生じてしまうことになる。これを防止するためには、建設仮勘した後に、所管課において取得日が正しく登録されて取得日が正しく登録されて取得日が正しく登録されているかを確認するように業務フローを見直す必要がある。	業務フローを見直すべきというご指摘については、令和5年8月に公会計制度改革の開産を開始を表別に公会計制度改革の開産を開始を表別では、今の情報をもとに財産経営課にて公会計画を表別では、各所管課が提出して公会で課から、財政課を行うは、財政課を行うは、時間では、年度を表別のであるため、関連を表別であるため、記載について、毎年度において、毎年ののであるため、制御を担いたのであるため、記載について、毎年ののであるため、記載について、毎年ののであるため、記載については、毎年ののであるため、記載によりであるため、記載によりであるため、記載によりであるには、つきにおいて、中支援において、中支援において、中支援において、中支援において、中支援において、中支援において、中支援において、中支において、中支において、中支において、中支において、中支において、中支において、中支において、中支には、中支には、中支には、中支には、中支には、中支には、中支には、中支には	実施済

番号	掲載 ペー ジ	所管 部局	回答所属 (課名等)	資産区 分	資産名称等	表題	指摘・ 意見の 区分	内容	改善措置	マニュア ルによる 措置区分
22	96	農林水産部	農地整備課		清天深た教志楠五五角の大切に対している。またのでは、大切をはいる。またが、大のでは、大切が、大のでは、大が、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは	インフラミンンフラミング をおいます できまり できまり できまり できまり できまり できまり できまり できまり	扫	水位計などの様々な機器備品及び、これらをコントロールするためのソフトウェアが含まれている。これらの機器及びソフトウェアは、通常5年~10年程度で耐用年数を迎えることが多く、ダム本体の耐用年数80年と比較すると短期間に更新することが見込まれる。したがって、ダム本体とは別個の資産として固定資産台帳上管理し、それに応じた耐用年数を設定して管理すべきものと考えられるが、台帳を確認したところ、これらのダム管理システムを別個に管理し、台帳に記載している形跡はなかった。本体工事と、これら制御に関する機器・システムをオート	年として一括で登録せず、ダム管理用制御処理設備や放流設備など、設備に応じて分類して耐用年数分類表を参考に耐用年数を設定した。また、固定資産台帳への登録元データが作成されている「工事進行管理システム」について、工事毎に耐用年数を設定できるようなシステム改良ができるのか、土木部と打ち合わせを行った。なお、今後の取組予定として、「工事進行管理システム」において、性質の異なる内容の工事や資産の取得があった場合、個別に耐用年数を設定する仕様への改良を検討すると	実施済
23	98	農林水産部	森林保全課	インフラ 資産/ 工作物	治山ダム(熊本県 阿蘇市一の宮町)	取得価格入力時の桁ずれについて	指摘	当該資産について、取得当時の工事支出額と照合したところ、工事支出額が「29,085,000円」となっており、取得価額の10分の1となっていた。民有林直轄治山事業治山台帳(平成23年度に国から提出された)」では、竣功額が290,850,000円と記載されており、この治山台帳の金額に基づき、固定資産台帳にも当該金額で記載されていることが判明した。固定資産の取得価額を登録する際には、必ず「支出」の根拠資料に基づく必要がある。また、次の『「再調達原価による資産の取得価格の算定について」【指摘事項】』でも述べているとおり、取得価額の決定に際しては担当者任せにせず、登録の前に別の担当者もしくは発職者によって確認した上で処理するような業務フローを整えるべきである。	令和5年(2023年)3月9日付け財第194 号で公会計制度改革プロジェクトチームリー ダー(財政課長)より令和4年度包括外部監査 における指摘事項等の対応について依頼が あった際に、適正な取得価額に修正した。 国直轄事業の完了に伴う治山台帳の受け 入れの際には、事業担当者と班長による チェックにより、治山台帳の記載事項が正確 であるか確認を行う。 また、固定資産の取得価格の登録時におい ても、台帳登録担当と班長による治山台帳と 固定資産台帳の整合性を十分確認し、誤登 録が生じないようにする。	実施済

番号	掲載 ペー ジ	所管 部局	回答所属 (課名等)	資産区 分	資産名称等	表題	指摘・ 意見の 区分	内容	改善措置	マニュア ルによる 措置区分
24	101	農林水産部	漁港漁場整備課	①ラ/物②ラ/物③ラ/④ラ/イ資エーイ資エーイ資土イ資建ン産性ーン産地ン産物フェー	①牛深ハイヤ大 橋 ②-3,0m1号船津 岸壁 ③牛深ハイヤ大 橋取付道路 ④後浜浄化施設	過去に取得した資産の取得価額について	指摘	ある。 当該資産は、取得年度が1997年度から2007 年度であり、取得からある程度年度が経過した ものではある。しかしながら別の帳票である「漁		
25-①	104	土木部 地域振 興部	地域振興課	インフラ 資産 <i>/</i> 土地	万日山	固帳ので 資産分 で で で で が で が で が で が る を る を る を る で の で が る る る る る る る る る る る る る る る る る る	指摘	「万日山」の土地について、売却可能区分は 「売却可能資産」、財産区分は「普通財産」と なっている。所管課に確認したところ、財産区 分は「行政財産」であり、当該財産は現在都市 公園として供用しており、売却可能な財産とは 考えていないとのことだった。なお当該インフラ 資産は、財産経営課から受け渡されたデータを 基に、所管課である地域振興課に代わって土 木部において作成されたとのことである。 インフラ資産に関する固定資産台帳登録内 容の不備を防止・発見するためには、定期的に 所管課及び庁内関係課におけるダブルチェック の実施などが必要である。	固定資産台帳の売却可能区分については、「売却可能財産」から「売却不可財産」に、資産区分については、「普通財産」から「行政財産」に修正した。(修正後の資料は令和5年(2023年)3月31日に県ホームページに掲載。)また、今後は、財産の内容に変更が生じた場合は、財政課からの固定資産台帳登録内容に関する照会に対して、十分内容を確認し、回答する。	実施済
25-②		土木部地域振興部	地域振興課	インフラ 資産/ 土地	万日山	固定資産台 帳の区分に ついて	思兄	万日山は、「万日山緑地公園」として供用されているため、資産名称は「万日山緑地公園」とした方が固定資産台帳の利用者にとって有益と思われる。所在地についても地番などは明らかであるため固定資産台帳の正確性の観点からは地番まで記載することが望ましい。	固定資産台帳の資産名称については、「万日山」から「万日山緑地公園」へ修正し、所在地については地番まで記載するよう修正した。(修正後の資料は令和5年(2023年)3月31日に県ホームページに掲載。)	実施済

番号	掲載 ペー ジ	所管 部局	回答所属 (課名等)	資産区 分	資産名称等	表題	指摘・ 意見の 区分	内容	改善措置	マニュア ルによる 措置区分
26	107	土木部	道路整備課 港湾課 砂防課	① ~ ② インファイ 作 ⑤ イ 資地 で フラ土	地工区/出版代码	売却可能区 分名称の登 録いて	指摘	インフラ資産であり、売却不能な行政財産に該当するため、売却可能区分名称は『売却不可資産』が適切であるが、誤って『売却可能資産』として登録されている。 インフラ資産に関する固定資産台帳登録内容の不備を防止・発見するためには、資産登録時に、所管課にて主査、副査によるダブルチェックの実施が必要である。	売却可能区分を「売却不可資産」に修正入 力済み。 再発防止のため、資産登録時に、所管課に て主査、副査によるダブルチェックを徹底する こととした。	実施済
27	111	土木部	道路保全課	インフラ 資産 <i>/</i> 工作物	266 号	開始時固定 資産台帳整 備時の取に 年月日につ いて	指摘	国道266号地域連携推進改築(立入防護柵その1)工事について、工事進行管理システム上の完成年月日は2017年8月31日となっているが、固定資産台帳の取得年月日は2017年4月1日となっており、整合性がとれていない。完成日より前の日付を取得年月日とすることは理論的ではなく、所有権が移転した時点をもって登録すべきである。正しくは建設仮勘定で完成まで支出額を計上し、完成後に本勘定に振り替える必要があったと考える。ただし、遡って修正することはシステムの構造上難しいことから、今後同様の取引が発生した場合には注意が必要である。	インフラ資産に関する固定資産台帳の登録 内容の不備を防止、又は発見するため、資産 登録時に、所管課において、主査、副査によ るダブルチェックを行うこととした。	実施済

番号	掲載 ペー ジ	所管 部局	回答所属(課名等)	資産区 分	資産名称等	表題	指摘・ 意見の 区分	内容	改善措置	マニュア ルによる 措置区分
28	112	土木部	河川課	資産/エ	氷川ダム堰堤改 良(ダム管理用制 御処理設備)工事	耐用年数について	指摘	更新を行っている実態を鑑みると、耐用年数は『耐用年数分類表』の「電気設備/その他もの」15年などを参考に、実際の使用可能年数を見積もって決定することが妥当であるが、本件では別途資産登録されているダム本体の耐用年数に合わせて80年が採用されており、明らかに実態の使用可能期間と乖離した耐用年数となっている。 固定資産台帳への登録元データが作成される「工事進行管理システム」について、同一事業箇所においても個別の工事ごとに耐用年数	における指摘事項等の対応について依頼があった際に、県土木部で管理する全てのダムについて、ダム本体の耐用年数80年として一括で登録せず、ダム管理用制御処理設備や放流設備など施設に分類して、耐用年数分類表を参考に耐用年数を設定し、修正した。また、固定資産台帳への登録元データが作成されている「工事進行管理システム」について、工種ごとに耐用年数をシステムで管理できるか主管課と調整を行った。なお、システム改修等を行うまでの期間は「公会計システム」に取り込む前の段階で個別にチェックを行い、必要に応じて修正を行った。	実施済
29	113	土木部	港湾課	インフラ 資産/ 工作物	八代港 港湾利活 用促進(既設コン テナクレーン移 設)工事	取得年月日と工事目的物引渡日付について		当該工事の証憑書類を閲覧したところ、「工事目的物引渡申出書」(以下 引渡申出書)の日付が空欄となっていた。 引渡申出書には2019年3月29日付けの受付印が押印してあるものの、固定資産台帳の取得年月日は2019年3月31日で登録してあった。 チェック体制の不十分さが問題であり、固定資産台帳登録内容の不備を防止・発見するためには、資産登録時に各課にて主査、副査によるダブルチェックの実施や、固定資産台帳登録後に監理課とも連携して、登録内容の正確性の確認を実施することなどが有用である。	資産登録時において、主査及び担当班長等とのダブルチェックを実施することとした。 なお、固定資産台帳の取得年月日欄については「2019年3月29日」に修正した。	実施済
30	115	土木部	住宅課	事業用 資産/建 物	① 県営地 明営地 明島善工事増加 物件営団地 場所工事者 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	取得年月日について	指摘	固定資産台帳登録内容の不備を防止・発見 するためには、資産登録時に各課にて主査、 副査によるダブルチェックの実施や、固定資産	号で公会計制度改革プロジェクトチームリーダー(財政課長)より令和4年度包括外部監査における指摘事項等の対応について依頼があった際に、適正な取得年月日に修正した。工事終了後の、工事担当部署から管理担当部署への資料の引き渡しに遺漏が無いように年度途中に両部署で情報共有を図り、工事終了後は速やかに資料を引渡す。管理担当部署においては、固定資産台帳の登録内容の不備や入力漏れが生じないよう	実施済

番号	掲載 ペー ジ	所管 部局	回答所属 (課名等)	資産区 分	資産名称等	表題	指摘・ 意見の 区分	内容	改善措置	マニュア ルによる 措置区分
31	117	警察本 部 総務部	財産経営課	土地	熊本県熊本北合 志警察署	固定資産台 帳価格の登 録について	指摘	今後、以下の点について改善が望まれる。 ・入力後の基礎資料との整合性の確認 ・所管部署による登録内容の妥当性の確認 ・登録時の基礎資料の適切な保管	令和5年(2023年)3月9日付け財第194 号で公会計制度改革プロジェクトチームリー ダー(財政課長)より令和4年度包括外部監査 における指摘事項等の対応について依頼が あった際に、適正な取得価額に修正した。 財産所管課において、根拠資料となる支出 調書をもとに入力し、主査、副査等によるダブ ルチェックをすることとした。 また、財産所管課がシステムに直接入力す ることでこのような差異は発生しないため、同 システムの改修に向けてシステム委託業者と の協議を開始した。	実施済
32	119	警察本部	警察本部警務 部会計課	有形固 定 之物品	映像機器(システ ム)	付随費用について	指摘	9 へざ付随貨用かざまれていなかつに。なめ 業者からの護求事では内記が分からず	令和5年(2023年)3月9日付け財第194 号で公会計制度改革プロジェクトチームリー ダー(財政課長)より令和4年度包括外部監査 における指摘事項等の対応について依頼が あった際に、適正な取得価額に修正した。 通常、備品を購入する場合は、備品購入費 の予算科目で執行し、設置費用等の付随費 用を含めた金額で備品登録している。 左記指摘案件は、工事請負費の予算科目 で執行したヘリコプターテレビシステム搭載工事において、カメラ・モニター等の装置の のみを別途確認の上、当該価格を固定資産 台帳に計上していたものである。 よって、今後は備品購入費以外の予算科目 により取得した物品についても、付随費用を 含めた価格で備品登録することとした。	実施済
33	121	警察本 部 総務部	財政課	有形固 定 之物品	書	300万円未 満の美術品 について		回足員座台帳上の美術品については300万円以上が対象であるが、導入時に財政課の誤った指示により、管理調達課において重要備品台帳の対象である100万円以上の基準で誤って計したれたとのことである	令和4年度に公表を行った令和3年度決算 固定資産台帳においては、本来計上すべきで ない300万円未満の美術品をすべて台帳から 除去した。 県立美術館所管以外の美術品については、 毎年度、備品管理システムで更新された情報 を公会計システムに登録を行っており、今後 はチェックリストを作成するなどして、誤った登 録がされないような仕組みを構築していく。	実施済

番号	掲載 ペー ジ	所管 部局	回答所属 (課名等)	資産区 分	資産名称等	表題	指摘・ 意見の 区分	内容	改善措置	マニュア ルによる 措置区分
34	124	警察本部	警察本部刑事部組織犯罪対策課	出資金	(公財)能本県暴力追放運動推進センター	出資金に関する管について	意見	受けるにあたって暴追センターに確認を行う必要があったとのことであった。 過去からファイリングされている資料は少なく、今回の監査に備えて確認したことで入手された資料もあった。今後、出資に関する資料については、以下のような対応が望まれる。 ① ハードファイルにファイリングし、永久保存すべき資料であることが分かるようにする。 ② ファイリングする資料についても、担当者が交替しても理解できるように、できるだけ詳細な経緯を記録した資料を集約して保管する必要	理状況等の資料を集約してファイルに綴り、 保管した。 ③出資証券は点検などで適宜確認する必要 があるため封印はせず、その代わり紛失防止 のため、封筒に入れて別のファイルで保管し た。また、出資に関する資料のファイルには証	実施済
35	126	教育委 事 務局	文化課	_	_	資本的支出について	指摘	熊本県立美術館は開館からかなりの歳月が 経過しており、大規模改修が必要となったため、「熊本県立美術館保全計画策定」に基づき 2015年度より大規模改修工事を行っている。 大規模改修工事の場合には資本的支出となる部分もあると考えられるが、現状ではすべてを修繕費として取り扱っていると考えられる。 「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」によれば、取替更新のタイミングで建物本体と建物附属設備を分けて固定資産台帳に計上する必要がある。	過去の改修工事内容について、工事明細のうち、「資本的支出」となる部分(固定資産の修理、改良等のため支出した金額のうち、当該固定資産の価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められる部分)について、新たに作成された固定資産台帳整備要領に基づき整理を行い、固定資産台帳へ計上した。 今後は、固定資産台帳に計上すべきものについては適切に計上していく。	実施済

番号	掲載 ペー ジ	所管 部局	回答所属 (課名等)	資産区 分	資産名称等	表題	指摘・ 意見の 区分	内容	改善措置	マニュア ルによる 措置区分
36-①	129	教員務		事業産物	熊本県立熊本工 業高等学校	国帳に①台方で 産計で変化の を計でで を を を を は で で で で で で で で で で で で で で	指摘	各学校では入札金額などの金額は把握していないため、施設課又は営繕課が各学校に建築物等引渡書を送付している。建築物等引渡書は公有財産管理システムに登録するために必要な情報となっており、固定資産台帳への計上単位での科目や金額となっていない。	令和5年(2023年)3月9日付け財第194 号で公会計制度改革プロジェクトチームリー ダー(財政課長)より令和4年度包括外部監査 における指摘事項等の対応について依頼が あった際に、工事金額を按分して算出した固 定資産台帳への計上単位での科目や金額に 修正を行った。 今後の固定資産台帳の作成方法について は、所管課と協議の上、検討してまいりたい。	実施済
36-2	129	教育委事		事業用 資産 建物	熊本県立熊本工 業高等学校	国帳に②管ムの利に ででは でのでは でので で で で で で で で で で で で で で	指摘	固定資産台帳は公有財産管理システムの データを基に財産経営課で作成されることにな るが、毎年度に公有財産管理システムのデータを取り込んで作成するのではなく、一度作成 された固定資産台帳のデータを一件ごとに修 正を行い、データの更新を手作業で行ってい る。手作業での更新となるため、修正漏れなど が発生する可能性があり、本件も修正漏れの 可能性がある。 固定資産台帳の作成にあたり、公有財産管 理システムのデータをどのように利用するかは 県としての方針を検討する必要があると思わ れる。	令和5年(2023年)3月9日付け財第194 号で公会計制度改革プロジェクトチームリー ダー(財政課長)より令和4年度包括外部監査 における指摘事項等の対応について依頼が あった際に、適正な取得価額に修正した。 今後の固定資産台帳の作成方法について は、所管課と協議の上、検討してまいりたい。	実施済
37	132	務局	施設課財産経営課	事業用 資産/ 建物	熊本県立盲学校	固定資産台 帳への二重 計上につい て		ら、計上済みであったことに気づかず、二重計上となったとのことである。 公有財産管理台帳上の取得年月日を実際の取得年月日とした場合に二重計上を防ぐことが可能であったかは不明であるが、財産経営課から所管課にドラフトの確認の依頼などが必要であったと考えられる。また、取得年月日につ	指摘のあった令和3年度固定資産台帳については、二重計上されていたデータを削除し、正しいデータに修正を行った。 ◆公有財産システム所管課【財産経営課】 財産所管課が異動発生年度の処理期間内に公有財産台帳に入力することを徹底するた	実施済

番号	掲載 ペー ジ	所管 部局	回答所属 (課名等)	資産区 分	資産名称等	表題	指摘・ 意見の 区分	内容	改善措置	マニュア ルによる 措置区分
38	134	教員務	施設課	事業産業の	熊本県立熊本工 業高等学校	取得価額等のようでは、のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、できますが、できますが、できますが、できますが、できますが、できますが、できますが、できますが、できますが、できますが、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは	指摘	価額等については直接的な対価と付随費用で構成される必要がある。 現状のように公有財産管理システムのデータを利用して固定資産台帳を作成する場合、施	令和5年(2023年)3月9日付け財第194 号で公会計制度改革プロジェクトチームリー ダー(財政課長)より令和4年度包括外部監査 における指摘事項等の対応について依頼が	実施済
39	137	教育委 員会 務局	高校教育課	重要備品	ガス溶解炉	重要備品の管理について	指摘	重要備品の購入の際には必ず貼り付けを行	貼って対応した。また、全ての物品について年度当初の物品点検の際、現物確認とともに、 経年劣化等により、シールが剥がれそうに なっている物品については新たにシールを貼	実施済
40	138	教育会 育会局 務局	高校教育課	有形固 定資品 /物品	顕微鏡ほか	取得価額等 がゼロ円の ものについ て	指摘	固定資産台帳に同日の取得日に同一資産名で計上されている物品がある。当該物品のうち一方の資産には取得価額等の記載があるが、もう一方の資産の取得価額等はゼロ円となっている。当該物品について確認したところ、取得価額等がゼロ円のものについては計上不要であるとのことだった。このような登録方法になった原因を解明し、同様の事象が今後発生しないようにする必要がある。また、現時点で不要となっているデータについては削除する必要がある。	固定資産台帳の出力元である財政課に相 談し、台帳から除去した。	実施済

番号	掲載 ペー ジ	所管 部局	回答所属 (課名等)	資産区 分	資産名称等	表題	指摘・ 意見の 区分	内容	改善措置	マニュア ルによる 措置区分
41-①	166	企画振興部	文化企画·世 界遺産推進課	_	県立博物館松橋 仮収蔵庫	県立博物館で	指摘	は、約60,000㎡の土地の大部分が10年間も未利用状態にされていることは問題であり、売された活用方針の検討を行うことに関連を持ちた活用方針の検討を行うことであり、平成25年9月には多目的広場として整備することが宇城間には多目的広場として整備することだった。のことだったとのことだったとのことだったがらは、その間に参り、「熊本県総合であり、をコンセク構想」に必須の施設とは考えられず、シナリーがあり、「熊本県総考えられず、シナリーがあり、「熊本県総考えられず、シナリーがあり、一大きいとは考えにくい。したがって、売較として必須用の前にはあり、一大きいとは考えにくい。したがって、売りがあったと考えらいるがあったと考えらいるがあったと考えらいるとの有効利用の観点からも当該未利用地のでは検討を行う必要があったと考えらい。したがあり、気付売の有効利用の観点からも当該未利用地表のでは検討を行う必要があったと考えらいては検討を行う必要があったと考えら	は松橋町)及び地元住民は地域活性化の拠点施設として大きな期待を持っていた。その後、県立博物館建設が実現しない中、平成24年度の包括外部監査の指摘を踏まえ、地元の意向を含めて利活用を促すための検討を行った。その結果、当該敷地は公共施設用地として恵まれた条件にある優良財産であることから、直ちに売却を行うことは適当ではないという判断に至り、文教施設にふさわしい環境と、併せて地元宇城市の要望にも応えた、地域情を行ったところ。当該多目的広場の管理は実城市に委託することとし、その管理費用も宇城市に委託することとし、その管理費用も	
41-2	166		文化企画·世 界遺産推進課	_	県立博物館松橋 仮収蔵庫	県立博物館 構想につい て	意見	多目的広場は熊本県博物館ネットワークセンターとのシナジー効果が大きくなく、利用料金も僅少であるため有効利用されていない可能性がある。そのため、県有財産の効果的な利活用を行うためには、一度は売却と多目的広場としての利用による効用を比較衡量する必要があると思われる。	同上	実施済

番号	掲載 ペー ジ	所管 部局	回答所属 (課名等)	資産区 分	資産名称等	表題	指摘・ 意見の 区分	内容	改善措置	マニュア ルによる 措置区分
42	175	土木部	港湾課	_	熊本港湾関連用 地	土壌汚染に対する配慮について	意見	平成30年以降、関連用地に引き続き立地している全企業に対して改めて環境対策に対する 啓発を行うとともに、産業廃棄物の収集業者に ついては熊本市の定期的な検査、調査などの 結果、産業廃棄物業の許可が問題なく承認されていることは確認している。 単なる立地企業に対する呼びかけにとどまらず、環境対策がなされていることを確認するために定期的な実地調査を行うことが有用である。また、環境調査を受けた場合には、その結果を県に対しても提出するように要請し、指導内容が守られているかを確認することが望ましい。	熊本市の定期的な検査、調査を受けた際には、その結果を県に対して提出するように要請をし、内容について確認を行うこととした。	着手済
43	189	総務部	財産経営課	_	小島町公有水面 埋立地	未利用地の 管理につい て	意見	現状、公有財産台帳では上記の貸付地も未利用地も一体の土地であるため、利用状況区分が「未利用」とはなっていない。そのため、未利用地として管理するためには公有財産台帳とは別の帳票で管理する必要があり、対応漏れが生じる可能性がある。そのため、公有財産台帳を2つに分けるなどして、未利用地部分については利用状況区分が「未利用」と分類できるように対応することが望ましい。		実施済
44	193	監査委 員 局		_	_	措置状況の 公表の欠落 について	意見	令和4年9月にホームページにて措置状況を確認しようとしたところ、リンク付けがうまくいっておらず、閲覧できない状態になっていた。また平成30年1月5日公表の措置状況については、項目そのものが欠けていた。熊本県ホームページが令和2年12月に更新された際、全庁的に更新作業を実施されており、その影響と考えられる。ホームページの更新に伴うもので監査委員として直接的な関与はないものの、措置状況の公表が適切になされているかについて留意しなければならない。公表状況に問題がないか、定期的な確認が必要と考えられる。	容を確認・整理のうえ、令和4年11月11日に 公開した。 また、当局公表情報の定期的な状況確認に ついては、情報更新等の都度、過去の掲載分	実施済

番号	掲載 ペー ジ	所管 部局	回答所属 (課名等)	資産区 分	資産名称等	表題	指摘・ 意見の 区分	内容	改善措置	マニュア ルによる 措置区分
45	194	総務部	財産経営課	(総括意見)		付随費用について	意見	本有財産台帳の附帯費用を除く」と規定され「原含とは「原含」と規範は「原含」と規範は「原含」を発生されて原含を発生した。の引きた金額を出ている。では、公有財産とは、公有財産が発生のでは、公有財産が発生のでは、公有財産が発生のでは、公司に、公司は、公司に、公司は、公司に、公司は、公司に、公司に、公司に、公司に、公司に、公司に、公司に、公司に、公司に、公司に	固定資産台帳を含む公会計を所管する財政 課において、固定資産台帳整備要領を新たに 作成し、付随費用の考え方及び取扱いについ て整理した。併せて、財産経営課においても、 付随費用に関する財産所管課への周知によ り再発防止を行った。	
46	197	総務部	財産経営課	(総括意 見)		耐用年数について	意見	公有財産台帳上の耐用年数に比べ、固定資産台帳上ではかなり細分化されたものとなっているため、同一の固定資産であっても、公有財産台帳と固定資産台帳とでは当然に耐用年数が一致しないという現象が生じている。そのため、公有財産台帳に入力されている構造などに基づき、手元に基礎資料がない中、財産経営課担当者1名で設定し直しているのが現状である。 公有財産台帳、固定資産台帳、いずれの耐用年数表も国が定めた基準であるものの、どちらかに統一することができれば、これも大幅な事務効率の改善に繋がるため、県として検討の余地があるものと思われる。	まと連動した現物管理を主としているものである。そのため、耐用年数表はそれぞれの台帳で異なる法令のものを使用しており、台帳の性質も異なるため、統一することはできないと考える。 しかしながらご指摘を踏まえ、耐用年数については、公有財産台帳と国宝資産台帳をおよる。	実施済